

～女性の人権～							
No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和6年度取り組み概要(予定)	関係課	令和6年度取り組み実績	令和7年度取り組み概要(予定)
1	女性の人権を尊重する教育・啓発の推進	女性への暴力根絶に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育の推進や、暴力を許さない社会環境づくりに向けた啓発に努めます。	相談窓口の情報提供 広報紙・ホームページ等により、市相談窓口及び関係機関窓口の情報を提供します。	子ども家庭センター	広報紙やホームページのほか子育て・健幸課窓口や女性用トイレに啓発物品を設置し、相談機関の周知を図るとともに、女性相談センター等と連携して相談支援を行いました。	相談窓口の情報提供 広報紙・ホームページ等により、市相談窓口及び関係機関窓口の情報を提供します。
2		固定的役割分担意識の解消	家庭や学校、職場など、さまざまな場面において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を推進します。	男女共同参画に関する啓発 男女共同参画啓発リーフレットのホームページへの掲載や、男女共同参画に関する出前講座を通じて、男女共同参画の啓発とともに固定的役割分担意識の解消を推進します。	市民協働課	男女共同参画啓発リーフレットを、社会情勢等に合った内容に改訂しました。 同リーフレットを中学校へ配布し授業での活用を促したほか、ホームページへの掲載、市民団体への出前講座を実施し、固定的役割分担意識の解消に向けた男女共同参画に関する意識啓発を図りました。	男女共同参画に関する啓発 男女共同参画啓発リーフレットの中学校への配布やホームページへの掲載等を通じて、男女共同参画の啓発とともに固定的役割分担意識の解消を推進します。
3				女性の人権問題の理解 道徳科や社会科等の学習を通して、女性の人権問題の現状と課題を学び、男女共同参画社会の理解を深めます。	学校教育課	道徳科や社会科等の学習を通して、女性の人権問題の現状や課題を学び、発達段階に応じた男女共同参画社会の理解を深めました。	女性の人権問題の理解 道徳科や社会科の授業を中心に、女性の人権問題の現状と課題を学び、男女共同参画社会の理解を深めます。
4	DV等相談・支援体制の充実	相談体制の充実	相談窓口の周知や相談しやすい環境を整えるなど、相談体制の充実を図ります。	研修会等への積極的参加 県主催の研修会等に積極的に参加することで、相談員の資質の向上に努めます。	子ども家庭センター	市町村要保護児童対策調整機関の調整担当者研修会や県内市町村担当者研修会等に参加し、担当者のスキルアップを図りました。	研修会等への積極的参加 県主催の研修会等に積極的に参加することで、相談員の資質の向上に努めます。
5		支援体制の充実	関係機関と連携・協力し、相談、保護、自立支援等を切れ目なく行うことができるよう体制の充実に努めます。	関係機関窓口との情報連携 自立に向けた支援等、関係機関窓口との情報連携を行います。	子ども家庭センター	DV相談者に対するひとり親の支援制度に係る情報提供を行うとともに、関係機関と連携し自立支援に努めました。	関係機関窓口との情報連携 自立に向けた支援等、関係機関窓口との情報連携を行います。
6	男女共同参画社会づくりの推進	子育て環境の充実	ワーク・ライフ・バランスやパートナー同士が協力して子育てを行うことができる社会づくりを推進します。	子育て環境の充実 子育てハンドブックの配布や、子育て支援企業認証・表彰制度の周知等を通して、子育て環境の充実を図ります。	子育て・健幸課	子育てハンドブックの配布やホームページを活用し、子育てに関する情報の提供を行うことや、子育て支援企業を認証し表彰すること等を通して、子育て環境の充実に努めました。	子育て環境の充実 子育てハンドブックの配布や、子育て支援企業認証・表彰制度の周知等を通して、子育て環境の充実を図ります。
7				子育て環境の充実に向けた取り組みの推進 男女共同参画啓発リーフレットのホームページへの掲載や、男女共同参画に関する出前講座を通じて、男女共同参画の啓発とともに固定的役割分担意識の解消を推進します。	市民協働課	男女共同参画啓発リーフレットを、社会情勢等に合った内容に改訂しました。 同リーフレットを中学校へ配布し授業での活用を促したほか、ホームページへの掲載、市民団体への出前講座を実施し、男女共同参画の視点による子育て環境の充実に向けた啓発活動を実施しました。	男女共同参画に関する啓発 男女共同参画啓発リーフレットのホームページへの掲載等を通じて、男女共同参画の視点による子育て環境の充実に向けた啓発活動を実施します。
8		男女共同参画の推進	性別に関わらず、誰もが地域活動や地域づくりに参画することを推進するとともに、政策・方針決定の場における男女共同参画の視点を取り入れます。	「羽島市男女共同参画プラン」の推進 男女共同参画に関する施策を着実に推進するため、男女共同参画プランの施策の進捗状況を調査するとともに「男女共同参画懇話会」において報告します。 R5に実施した市民意識調査の結果などを踏まえ、次期プラン（計画期間：R7～R11）を策定します。	市民協働課	男女共同参画プランの施策の進捗状況を調査するとともに、本プランの推進を図りました。 「男女共同参画懇話会」等において協議を図り、（計画期間：R7～R11）を策定しました。	「羽島市男女共同参画プラン」の推進 男女共同参画に関する施策を着実に推進するため、男女共同参画プランの施策の進捗状況を調査するとともに「男女共同参画懇話会」において報告します。

～子どもの人権～							
No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和6年度取り組み概要(予定)	関係課	令和6年度取り組み実績	令和7年度取り組み概要(予定)
1	子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進	子どもの人権に関する啓発の推進	子どもの人権尊重に対する市民への理解を深め、社会意識が醸成されるよう、子どもの人権に関する啓発を推進します。	正しい理解の普及 チラシの配布やホームページでの周知など、正しい理解の普及を図ります。	子ども家庭センター	ホームページや広報紙で児童相談所全国共通ダイヤル【189】等相談先の普及啓発に努めました。	正しい理解の普及 チラシの配布やホームページでの周知など、正しい理解の普及を図ります。
2				正しい理解の普及 チラシの配布やホームページでの周知など、正しい理解の普及を図ります。	子育て・健幸課	放課後児童教室の支援員へこどもの人権への配慮し、人格を尊重して育成支援を行うように周知すること等を通して、理解を深めるとともに普及啓発に努めました。	正しい理解の普及 チラシの配布やホームページでの周知など、正しい理解の普及を図ります。
3		子どもの人権に関する教育の推進	子どもが自分や他者の権利を知り、尊重し合うことを学ぶことができるよう、子どもの人権に関する教育を推進します。	教育活動全体を通じた人権教育の推進 いじめや体罰、虐待、性的搾取等、子どもに関するあらゆる問題についての関心と理解を深め、学校全体で組織的に速やかに対応します。	教育支援センター	いじめや体罰、虐待、性的搾取等、子どもに関するあらゆる問題についての関心と理解を深めるとともに、学校全体で組織的に速やかに対応できるよう研修を位置付け取り組みました。	教育活動全体を通じた人権教育の推進 いじめや体罰、虐待、性的搾取等、子どもに関するあらゆる問題についての関心と理解を深め、学校全体で早期発見・早期対応に向けて取り組みます。
4		児童虐待防止等の推進	児童虐待発生予防や早期発見・早期対応に向けて、通告・相談機関の周知を図るとともに、関係機関で情報や考え方を共有し、連携した対応・支援を行います。	関係機関との連携強化 継続的に会議等を開催し、関係機関との連携強化に努めます。	子ども家庭センター	要保護対策及びDV対策地域協議会の各種会議を開催し、情報共有や連携強化に努めました。	関係機関との連携強化 継続的に会議等を開催し、関係機関との連携強化に努めます。
5	子どもの安心・安全を守る取り組みの充実	いじめ防止等の推進	いじめ等の問題を抱える子どもが安心して相談できるよう、学校における相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携して、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。	いじめ防止等の取組の充実 児童生徒がいじめに関する問題を主体的に考えることができる環境を整え、創意工夫のある児童会活動、生徒会活動を通して、互いの立場や人権を認め、信頼し合える学校風土の醸成に努めます。	教育支援センター	「羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例」に基づき、各学校において、3か月に一度のいじめ防止等の取組週間を位置付け、一人一人がいじめや人権の問題に目を向け、真摯に向き合う学習や活動に取り組みました。	いじめ防止等の取組の充実 児童生徒がいじめに関する問題を主体的に考えることができる環境を整え、創意工夫のある児童会活動、生徒会活動を通して、互いの立場や人権を認め、信頼し合える学校風土の醸成に努めます。
6	子どもを取り巻く環境に対応した支援の充実	子どもの居場所づくりの推進	子どもやその家族が抱える困難な状況に対する理解促進を図るとともに、地域で安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりに努めます。	子どもの居場所づくり支援 子ども食堂の普及やひとり親家庭の子どもに対する学習支援の実施など地域で安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりの支援を行います。	子ども家庭センター	ひとり親家庭の子どもに対し、塾形式及び家庭派遣形式により学習支援を実施し、学習支援ボランティアとの交流を通して児童の健全な発育を図りました。	子どもの居場所づくり支援 子ども食堂の普及やひとり親家庭の子どもに対する学習支援の実施など地域で安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりの支援を行います。
7		さまざまなネットワークによる対応	教育や福祉、保健など、さまざまな分野の関係機関が密接に情報共有等を行う「横のネットワーク」と、年齢階層で途切れることなく継続的な支援を行う「縦のネットワーク」による支援を推進します。	ネットワークの充実 保健・教育・福祉など関係機関と連携し、ネットワークの充実を図ります。	子ども家庭センター	必要に応じて、各分野の関係機関と連携を図り、切れ目ない支援に努めました。	ネットワークの充実 保健・教育・福祉など関係機関と連携し、ネットワークの充実を図ります。
8				関係機関との連携 保健、福祉、教育などの関係機関との連携をし、継続的な支援の充実を図ります。	子育て・健幸課	適宜、関係機関と情報を共有する等の連携を行うことにより、継続的な支援に努めました。	関係機関との連携 保健、福祉、教育などの関係機関との連携をし、継続的な支援の充実を図ります。
9				家庭・地域、関係機関との連携・協力 対象児童生徒について、要保護児童対策地域協議会を中心に、未就学時から卒業後まで、途切れることなく情報連携を密にしていきます。	学校教育課	関係諸機関が本人を取り巻く状況や支援の在り方を共有する等、対象児童生徒を継続的に見届けることができました。	家庭・地域、関係機関との連携・協力 対象児童生徒について、要保護児童対策地域協議会を中心に、未就学時から卒業後まで、途切れることなく情報連携を密にしていきます。
10	家庭や地域における青少年の健全育成の推進	青少年健全育成の推進	心豊かな人間性や社会性を身に付けた青少年を家庭、地域、学校等が共に育んでいく地域ぐるみの青少年健全育成を推進します。	市青少年育成市民会議との連携 市青少年育成市民会議と連携し、標語合い言葉の募集やわたしの主張大会等の開催を通じて、青少年健全育成を推進します。	生涯学習課	わたしの主張大会兼青少年健全育成大会の開催や、秋のこどもまんなか月間に合わせた標語合い言葉の募集等を行い、青少年と大人が相互に思いを伝える機会を設けるとともに、青少年健全育成への意識を高める契機としました。	市青少年育成市民会議との連携 市青少年育成市民会議と連携し、標語合い言葉の募集やわたしの主張大会兼青少年健全育成大会等の開催を通じて、青少年健全育成を推進します。
11		子どもを育む環境づくりの推進	地域における体験・交流活動や家庭教育の充実を図り、社会全体で子どもを育む環境づくりを推進します。	家族で関わり合える取組の啓発 各家庭教育学級において、食育やメディアコントロールなど家族で関わって取り組める実践例をホームページ等で紹介して啓発します。	教育支援センター	各家庭教育学級において、食育やメディアコントロールなど家族で取り組める実践例をホームページ等で紹介しました。	家族で関わり合える取組の啓発 各家庭教育学級において、食育やメディアコントロールなど家族で関わって取り組める実践例をホームページ等で紹介して啓発します。
12				地区青少年育成活動の支援 青少年育成推進員が中心となり市内11地区で活動する青少年育成活動を支援します。	生涯学習課	市内11地区において、青少年育成推進員を中心として青少年が参加することができる地区行事を計画・実施し、地域における交流の充実を図りました。	地区青少年育成活動の支援 青少年育成推進員が中心となり市内11地区で活動する青少年育成活動を支援します。
13		地域で支える子育ての推進	親子が身近な場所で気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供など、地域で支える子育てを推進します。	地域で支える子育ての推進 地域子育て支援拠点事業として、児童センターをはじめ市内4ヵ所において、親子が集える場所を提供し、希望する保護者には育児不安等の相談を実施し、地域で支える子育てを推進します。	子育て・健幸課	市内4ヵ所において地域子育て支援拠点事業を実施し、親子が集える場所の提供や、希望する保護者へ育児不安等の相談を実施し、地域で支える子育ての推進に努めました。	地域で支える子育ての推進 地域子育て支援拠点事業として、児童センターをはじめ市内4ヵ所において、親子が集える場所を提供し、希望する保護者には育児不安等の相談を実施し、地域で支える子育てを推進します。

～高齢者の人権～							
No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和6年度取り組み概要(予定)	関係課	令和6年度取り組み実績	令和7年度取り組み概要(予定)
1	高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進	高齢者の人権・福祉に関する啓発	地域全体で互いに支え合うことができる社会の実現に向けて、高齢者の人権や福祉について理解を深めることができるよう啓発に努めます。	高齢者の人権・福祉に関する啓発 成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の相談、利用支援、広報・啓発に努めます。	高齢福祉課	成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の相談、利用支援、広報・啓発に努めました。	高齢者の人権・福祉に関する啓発 成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の相談、利用支援、広報・啓発に努めます。
2		学校教育等における教育・啓発	学校におけるボランティア活動や高齢者との交流等の体験活動等を通じて、子どもへの高齢社会の課題や高齢者に対する理解促進を図ります。	高齢者との交流の場の充実 総合的な学習の時間などを活用し、校区の高齢者と交流する活動を位置付け、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心の育成に努めます。	学校教育課	総合的な学習の時間を中心に、ふるさと学習や環境学習、伝統文化等をテーマにした活動において、地域の高齢者の方に講師やボランティアとして参加していただき、交流する場を設けることができました。	高齢者との交流の場の充実 総合的な学習の時間などを中心に、校区の高齢者と交流する活動を位置付け、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心の育成に努めます。
3	高齢者の権利擁護の推進	高齢者虐待防止等の推進	高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、相談・対応窓口の周知を図るとともに、虐待防止から個別支援に至る各段階において関係機関と連携し、高齢者や養護者、家族等に対する多面的な支援体制の充実に努めます。	高齢者虐待防止等の推進 ホームページ等で、高齢者の相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、早期発見・早期対応に努めます。	高齢福祉課	ホームページ等で、高齢者の相談窓口を周知しました。関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めました。	高齢者虐待防止等の推進 ホームページ等で、高齢者の相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、早期発見・早期対応に努めます。
4		消費者被害防止等の推進	悪徳商法等の消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、幅広い情報提供を行うとともに、相談体制の確保や相談機関の周知を行います。	消費生活相談の実施・情報提供 市相談窓口で消費生活相談を実施します。ホームページや回覧等により、相談窓口や消費生活に関する情報を提供します。	市民総合相談室	市相談窓口で消費生活相談を実施しました。ホームページや回覧等により、相談窓口や消費生活に関する情報を提供しました。	消費生活相談の実施・情報提供 市相談窓口で消費生活相談を実施します。ホームページや回覧等により、相談窓口や消費生活に関する情報を提供します。
5		認知症施策の推進	地域全体で認知症への理解を深め、認知症の人が尊厳を持ち、住み慣れた場所で暮らし続けることができる地域づくりの推進と、判断能力が十分でない人の権利の保護と意思決定の支援を推進します。	認知症施策の推進 世界アルツハイマーデーや月間等の機会を捉えた普及啓発、幅広い世代が認知症サポーター養成講座を受講し、認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族をあたたく見守る地域づくりに努めます。	高齢福祉課	世界アルツハイマーデーには市役所のライトアップを実施しました。アルツハイマー月間では市役所にて認知症パネルの展示を行い、認知症の普及啓発活動に取り組みました。認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座を開催し、認知症について正しい知識をもち、認知症高齢者やその家族を見守る地域づくりに努めました。	認知症施策の推進 世界アルツハイマーデーや月間等の機会を捉えた普及啓発、幅広い世代が認知症サポーター養成講座を受講し、認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族をあたたく見守る地域づくりに努めます。
6	安心して暮らすことができる環境づくりの推進	相談体制の充実	地域包括支援センターにおける総合的な相談体制とともに、関係機関と連携し、身近な地域において気軽に相談できる体制の充実に図ります。	相談体制の充実 地域包括支援センターにおいて、総合的な相談に応じるとともに、ホームページ、チラシ等を通じて、身近な相談窓口を周知します。	高齢福祉課	市内2か所の地域包括支援センターにおいて、総合的な相談に応じるとともに、ホームページ、チラシ等を通じて、身近な相談窓口を周知しました。	相談体制の充実 市内2か所の地域包括支援センターにおいて、総合的な相談に応じるとともに、ホームページ、チラシ等を通じて、身近な相談窓口を周知します。
7		地域における見守り体制等の充実	関係機関と連携し、地域で高齢者を見守る体制づくりや支援体制の充実に図ります。	地域における見守り体制等の充実 関係機関と連携し、地域で高齢者を見守る体制づくりや支援体制の充実に努めます。	高齢福祉課	関係機関と連携し、地域で高齢者を見守る体制づくりや支援体制の充実に努めました。	地域における見守り体制等の充実 関係機関と連携し、地域で高齢者を見守る体制づくりや支援体制の充実に努めます。
8	高齢者の社会参加の促進・健幸づくりの推進	高齢者の社会参加の促進	高齢者がこれまで培ってきた知識や経験等を生かし、社会を構成する重要な一員として活躍できるよう、就業機会の確保や地域・学習活動への参加支援等を通じて、高齢者の社会参加の促進を図ります。	高齢者の社会参加の促進 シルバー人材センターを通じた就労支援や、健康づくり、社会参加の促進等につながる機会の確保・充実に努めます。	高齢福祉課	シルバー人材センターを通じた就労支援や、健康づくり、社会参加の促進等につながる機会の確保・充実に努めました。	高齢者の社会参加の促進 シルバー人材センターを通じた就労支援や、健康づくり、社会参加の促進等につながる機会の確保・充実に努めます。
9		生きがいつくりの推進	身近な地域での活動の場や通いの場等を通じて、高齢者同士の交流の確保・充実や仲間づくりの機会の創出を図り、社会参加の促進や生きがいつくりを推進します。	生きがいつくりの推進 老人クラブ活動の支援、教室・講座の開催、ふれあいサロン、通いの場等を通じて、高齢者の社会参加の促進や生きがいつくりに努めます。	高齢福祉課	老人クラブ活動の支援、教室・講座の開催、ふれあいサロン、通いの場等を通じて、高齢者の社会参加の促進や生きがいつくりに努めました。	生きがいつくりの推進 老人クラブ活動の支援、教室・講座の開催、ふれあいサロン、通いの場等を通じて、高齢者の社会参加の促進や生きがいつくりに努めます。
10		健幸づくりの推進	生涯にわたり健やかで充実した生活を送ることができるよう、さまざまな機会を通じて、介護予防やフレイル予防、認知症予防等の健康づくりを推進します。	健幸づくりの推進 65歳以上の方、その支援者に対して、介護予防に関する知識・正しい方法の普及啓発を行います。	高齢福祉課	65歳以上の方及びその支援者に対して、介護予防教室や出前講座を実施し、介護予防に関する知識・正しい方法の普及啓発を行いました。	健幸づくりの推進 65歳以上の方及びその支援者に対して、介護予防に関する知識・正しい方法の普及啓発を行います。

～障がい者の人権～							
No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和6年度取り組み概要(予定)	関係課	令和6年度取り組み実績	令和7年度取り組み概要(予定)
1	障がい者の人権を尊重する教育・啓発の推進	障がい者に対する理解促進	すべての市民が障がいの有無により分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指して、障がい者に対する理解の促進に努めます。	地域における障がいへの理解の促進 令和5年度に実施した取り組みに加え、障害者週間などの機会を捉え、各単位民生委員・児童委員協議会の定例会において啓発運動の周知を図り、各委員の障がい者に対する理解促進と意識の醸成を図ります。	福祉課	ホームページ、SNS及び広報紙（12月号）において、障害者週間や発達障害啓発週間を契機に、一人一人が障害福祉への関心を深め、誰もが自分らしい暮らしができる地域社会を目指すよう呼びかけました。民生委員の部会において、ケアラーに関する研修を実施しました。	地域における障がいへの理解の促進 継続した啓発活動と、障害者週間などの機会を捉え、各単位民生委員・児童委員協議会の定例会において啓発運動の周知を図り、各委員の障がい者に対する理解促進と意識の醸成を図ります。
2		障がいへの理解を深める教育の推進	障がいのある子どもや障がいのない子ども、地域の障がいのある人が触れ合い、交流する活動や共同学習を通じて、豊かな人間性の育成や相互に尊重し合う大切さを学ぶ契機とします。	体験活動の充実と特別支援学校との交流 各学校の実情に合わせて、車いす体験や点字体験、障がい者の講話等を位置付け、障がい者への理解を深める。また、羽島特別支援学校との交流で共にふれ合い、活動する機会を設け、互いのことを正しく理解できるように努めます。	学校教育課	各学校の実情に合わせて、車いす体験や点字体験、障がい者の講話等を位置付け、障がい者への理解を深めました。また、羽島特別支援学校との交流で共にふれ合い、活動する機会を設け、互いのことを正しく理解できるように交流学習を行いました。	体験活動の充実と特別支援学校との交流 各学校の実情に合わせて、総合的な学習の時間などを中心に車いす体験や点字体験、障がい者の講話等を位置付け、障がい者への理解を深める。また、羽島特別支援学校との交流では、一緒に活動する機会を設け、互いのことを正しく理解できるように努めます。
3	障がい者の自立した暮らしを支える相談・支援の充実	障がい者虐待防止等の推進	障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、通報窓口の周知を図るとともに、虐待防止から個別支援に至る各段階において関係機関と連携し、障がい者や養護者、家族等に対する多面的な支援体制の充実に努めます。	事業者等への障がいに係る理解の促進 令和5年度に実施した取り組みに加え、「合理的配慮の提供」は民間事業者等にも求められることから、事業者等における差別解消・虐待防止に向けた周知を図ります。	福祉課	障がい者への虐待防止や虐待発生時の早期対応のため、ホームページ等で、虐待に当たる事例や虐待を発見した場合の対応等にかかる情報を発信し、通報等の件数は増加傾向にあります。障がいのある方に対して「合理的配慮の提供」が義務付けられていることを踏まえ、庁内においては「羽島市障がいのある方に対する配慮マニュアル」を周知し、障がいへの正しい理解に基づいた対応に努めました。	事業者等への障がいに係る理解の促進 継続して、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、通報窓口の周知を図るとともに、虐待防止から個別支援に至る各段階において関係機関と連携し、障がい者や養護者、家族等に対する多面的な支援体制の充実に努めます。
4		意思決定支援の推進	自ら意思を決定することや表明することが困難な障がい者に対して、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定支援を行います。また、判断能力が十分でない人の権利の保護を推進します。	成年後見制度の利用促進 前年度に引き続き、羽島市社会福祉協議会に運営を委託している成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の利用を必要とする方への周知啓発を行います。	福祉課	成年後見制度に関する相談については、羽島市社会福祉協議会の成年後見センターにおいて対応しています。障害福祉サービス事業所においても、相談先として周知が進んでいます。	成年後見制度の利用促進 引き続き制度の周知に努めるとともに、市長申し立てや成年後見利用支援事業の活用など、関係機関と連携しながら個々のケースに応じた対応に努めます。
5		相談支援体制の充実	障がい者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、基幹相談支援センターを中心に関係機関と連携して、障がいの種別やさまざまなニーズに対応した総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。	相談支援機関等の連携による支援体制強化 基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援機関等との情報の共有、困難事例の対応検討会などを通じて連携を強化するとともに、相談支援従事者の人材育成を図ります。	福祉課	障害福祉分野においては、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所と重層的な相談支援体制を整備しています。その他県の専門機関等とも協力のもと相談支援体制の充実に努めています。	相談支援機関等の連携による支援体制強化 引き続き、相談支援体制の充実や相談対応者のスキルアップを図ります。
6		雇用促進・就労支援の推進	働く意欲がある障がい者が適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、関係機関と連携して、多様な就労機会の確保に向けた支援や障がい者雇用の促進に向けた啓発に努めます。	一般企業等への雇用機会の拡大 特別支援学校への見学会を引き続き開催し、福祉事業所以外の一般企業等の参加も促し、一般就労への移行の増加を目指します。	福祉課	働く意欲がある障がい者が適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、福祉的就労の支給決定をしています。	一般企業等への雇用機会の拡大 働く意欲がある障がい者が適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、関係機関と連携して、多様な就労機会の確保に向けた支援や障がい者雇用の促進に向けた啓発に努めます。
7	障がいのある子どもの学びや育ちの環境の充実	ニーズに応じた支援の充実	インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、学習指導の充実に向けた体制づくりを推進します。	切れ目ない支援と指導力の向上 保護者、本人、関係機関等との合意形成をもとに教育支援計画の作成や就学を決めます。一人一人の教育的ニーズに応じた場で学ぶことができるように、就学に関わる会議を年間10回行います。特別支援教育に携わる教職員に向けて研修会を行います。	学校教育課	保護者、本人、関係機関等との合意形成をもとに教育支援計画の作成や就学を決めました。一人一人の教育的ニーズに応じた場で学ぶことができるように、就学に関わる会議を年間10回行いました。また、特別支援教育に携わる教職員に向けて研修会を年間7回を行いました。	切れ目ない支援と指導力の向上 保護者、本人、関係機関等との合意形成をもとに教育支援計画の作成や就学を決めます。一人一人の教育的ニーズに応じた場で学ぶことができますように、就学に関わる会議を年間10回行います。特別支援教育に携わる教職員に向けて研修会を行います。
8		切れ目のない支援体制の充実	保健、福祉、医療等の関係機関と連携して、特別な支援を必要とする子どもへの就学前も含めた切れ目のない支援体制の充実に努めます。	障害児相談支援事業の充実 羽島市障害者総合支援協議会の相談支援部会を中心に、地域の相談支援従事者の育成や主任相談支援専門員の確保に努め、障害児相談支援事業の質の向上を図ります。	福祉課	羽島市発達支援センターや庁内関係課等が連携し、保護者等からの相談に早期に対応することで、必要な療育等につなげることができました。	障害児相談支援事業の充実 羽島市障害者総合支援協議会の相談支援部会を中心に、地域の相談支援従事者の育成や主任相談支援専門員の確保に努め、障害児相談支援事業の質の向上を図ります。
9				関係機関との連携 保健、福祉、教育、医療などの関係機関との連携をし、切れ目のない継続的な支援の充実に努めます。	子育て・健幸課	乳幼児健診や教室等を通じ、支援が必要な場合に関係機関と連携をし、切れ目のない継続した支援を行いました。	関係機関との連携 保健、福祉、教育、医療などの関係機関との連携をし、切れ目のない継続的な支援の充実に努めます。
10				早期からの一貫した支援体制 教育・福祉・医療などの関係機関と連携を図り、相談会や巡回参観を実施し、切れ目ない支援体制を整備します。	学校教育課	各園、各学校、発達支援センター等の関係機関と連携を図り情報共有したり、相談会や巡回参観を実施し就学のを助言したりして、切れ目ない支援ができるような体制を整備しました。	早期からの一貫した支援体制 教育・福祉・医療等と連携を図ります。さらに、相談会や巡回参観を実施し、関係機関・職員と情報を共有することで切れ目ない支援体制を整備します。
11		多様な活動の場の充実	障がい者の日中活動を支援するため、創作的な活動や生産活動等の機会の提供のほか地域社会との交流促進など、多様な活動の場の充実に努めます。	地域活動支援センターの充実 障がい者の日中活動を支援する地域活動支援センターの活動内容を充実し、地域との交流の機会等を確保し、社会参加や自立を図ります。	福祉課	市内1か所、市外（3か所）の事業所に委託し地域活動支援センターを設置し、地域の交流や社会参加の機会の確保をしています。	地域活動支援センターの充実 障がい者の日中活動を支援する地域活動支援センターの活動内容を充実し、地域との交流の機会等を確保し、社会参加や自立を図ります。

12	障がい者の社会参加の促進	スポーツ・文化芸術活動等の推進	障がい者がスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会の拡充を図るとともに、障がい者スポーツの普及やレクリエーション活動を通じて、地域における交流等の充実を図ります。	障がい者スポーツ等の機会の拡充 前年度に引き続き、障がい者団体等にボッチャ大会の参加を呼びかけ、健常者も障がいがある方も、世代を超えて一緒に参加することで、地域における交流機会の拡充を目指します。	福祉課	障がい者団体等にボッチャ大会の参加を呼びかけ、健常者も障がいがある方も、世代を超えて一緒に参加することで、地域における交流機会の拡充を図りました。	障がい者スポーツ等の機会の拡充 障がい者がスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会の拡充を図るとともに、障がい者スポーツの普及やレクリエーション活動を通じて、地域における交流等の充実を図ります。
13				スポーツイベント等の情報発信 各スポーツイベント等の情報についての、広報紙やホームページ、SNSでの発信に努めます。	スポーツ推進課	各スポーツイベント等の情報についての、広報紙やホームページ、SNSでの発信に努めました。	スポーツイベント等の情報発信 各スポーツイベント等の情報についての、広報紙やホームページ、SNSでの発信に努めます。
14		バリアフリー等の推進	障がいの有無に関わらず、誰もが安心して生活することができるように、バリアフリーやユニバーサルデザイン に配慮した社会基盤整備のほか、情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション支援等の充実に努めます。	おもいやり駐車場の増設 公共施設、公園、道路等の新規整備、改修等を行う際には、バリアフリー化等を進めるよう働きかけるとともに、岐阜県が進める思いやり駐車場利用証制度について積極的な登録を呼びかけ、対象駐車場の増加に努めます。	福祉課	公共施設、公園、道路等の新規整備、改修等を行う際には、バリアフリー化等を進めるよう働きかけるとともに、岐阜県が進める思いやり駐車場利用証制度について積極的な登録を呼びかけ、利用者や市民への理解を広げました。	おもいやり駐車場の増設 障がいの有無に関わらず、誰もが安心して生活することができるように、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した社会基盤整備のほか、情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション支援等の充実に努めます。

～部落差別（同和問題）、外国人の人権～							
No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和6年度取り組み概要(予定)	関係課	令和6年度取り組み実績	令和7年度取り組み概要(予定)
1	部落差別（同和問題）の解消に向けた教育・啓発の推進	部落差別（同和問題）に関する啓発の推進	部落差別（同和問題）に対する偏見や差別の解消に向けて、部落差別（同和問題）への正しい認識と理解を深めるための啓発を推進します。	部落差別（同和問題）に関する理解を深める啓発 部落差別（同和問題）に関するポスターの掲示やリーフレットの配布を行います。	市民総合相談室	部落差別（同和問題）に関するポスターの掲示やリーフレットの配布を行いました。	部落差別（同和問題）に関する理解を深める啓発 部落差別（同和問題）に関するポスターの掲示やリーフレットの配布を行います。
2		部落差別（同和問題）に関する教育の推進	学校教育における部落差別（同和問題）に関連する学習を通じて、人権感覚の育成や人権を守ろうとする意識、意欲、態度の向上等に努めます。	部落差別（同和問題）への正しい理解の促進 人権教員研修等で各学校の管理職や人権教育担当に正しい認識と対応の周知徹底を図り、人権尊重から発達段階に応じて児童生徒に正しく理解できるように努めます。	学校教育課	人権教員研修等で各学校の管理職や人権教育担当に正しい認識と対応の周知徹底を図り、人権尊重から発達段階に応じて児童生徒に正しく理解できるように努めました。	部落差別（同和問題）への正しい理解の促進 人権教員研修等で各学校の管理職や人権教育担当に正しい認識と対応の周知徹底を図り、人権尊重から発達段階に応じて児童生徒に正しく理解できるように努めます。
3	部落差別（同和問題）に関する相談体制の整備	相談しやすい環境の整備	市における人権相談の開催や法務局における人権相談等の周知を図り、相談しやすい環境の整備に努めます。	人権相談の実施・情報提供 市相談窓口で人権相談を毎月実施します。法務局等の人権相談窓口に関する情報を提供します。	市民総合相談室	市相談窓口で人権相談を毎月実施しました。法務局等の人権相談窓口に関する情報を提供しました。	人権相談の実施・情報提供 市相談窓口で人権相談を毎月実施します。法務局等の人権相談窓口に関する情報を提供します。
4	部落差別（同和問題）への適切な対応	えせ同和行為の排除	部落差別（同和問題）に対する正しい認識と理解を深め、関係機関と連携して、えせ同和行為の未然防止に努めます。	部落差別（同和問題）に関する理解を深める啓発 部落差別（同和問題）に関するポスターの掲示やリーフレットの配布を行います。	市民総合相談室	部落差別（同和問題）に関するポスターの掲示やリーフレットの配布を行いました。	部落差別（同和問題）に関する理解を深める啓発 部落差別（同和問題）に関するポスターの掲示やリーフレットの配布を行います。
5		人権侵害事案に対する対応	部落差別（同和問題）に起因する就職差別やインターネット上での差別等の人権侵害事案に迅速に対応できるよう、国の機関や県等との連携・協力を図ります。	関係機関との連携 人権侵害事案に対し、関係機関と連携し、人権問題に関する情報収集に努めます。	市民総合相談室	関係機関と連携し、人権問題に関する情報交換を行いました。	関係機関との連携 人権侵害事案に対し、関係機関と連携し、人権問題に関する情報収集に努めます。
6	外国人の人権を尊重する教育・啓発の推進	外国人の人権に関する啓発の推進	文化、習慣や価値観等の違いから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすための啓発を推進します。	国際理解を深める授業の実施 小学校4年生・中学校1年生を対象に、国際理解を深める授業を実施し、異文化理解を深めます。	市民協働課	小学校8校の4年生と中学校2校の1年生及び義務教育学校の4年生と7年生を対象に、国際理解を深める授業を実施し、異文化理解を深めました。 正木小学校の6年生と堀津小学校の5・6年生を対象に、スリランカの児童と交流するオンライン授業を実施しました。	国際理解を深める授業の実施 小学校4年生・中学校1年生及び義務教育学校の4年生・7年生を対象に、国際理解を深める授業を実施し、異文化理解を深めます。
7		国際理解教育の推進	学校教育において、異文化に対する理解や、異なる文化を持つ人々とともに協調して生きていく態度等を育成する国際理解教育を推進します。	異文化理解の推進 日本と諸外国の文化について、社会科や外国語科の学習を通じて理解を深め、図工・美術や音楽の学習を通じてよさを感じ取るなど、複数の教科での学びを結び付けて、多様な文化などをより理解できるように努めます。	学校教育課	日本と諸外国の文化について、社会科や外国語科の学習を通じて理解を深め、図画工作科・美術科や音楽科の学習を通じてよさを感じ取るなど、複数の教科での学びを結び付け、多様な文化をより理解できるよう努めました。	異文化理解の推進 日本と諸外国の文化について、社会科や外国語科の学習を通じて理解を深め、図工・美術や音楽の学習を通じてよさを感じ取るなど、複数の教科での学びを結び付けて、多様な文化などをより理解できるように努めます。
8	関係機関と連携した相談・支援の充実	外国人に対する相談体制の整備	外国人住民が、地域生活で生じるさまざまな問題について相談できるよう、相談機関の周知等を図ります。	外国人に対する相談機関の周知 チラシの配布やホームページへの掲載等により、関係機関窓口の情報を提供します。	市民協働課	チラシの配布やホームページへの掲載等により、関係機関窓口の情報を提供しました。	外国人に対する相談機関の周知 チラシの配布やホームページへの掲載等により、関係機関窓口の情報を提供します。
9		コミュニケーション支援の充実	関係機関と連携・協力して、日本語を学習する機会の提供や市役所窓口等におけるやさしい日本語を含めた多言語対応の体制整備に努めます。	支援体制の充実 本市の日本語学習支援団体を周知するほか、多言語対応可能な環境づくりのため、市役所窓口等における音声翻訳機の活用を推進します。	市民協働課	ホームページや窓口にて、日本語学習支援団体を周知しました。また、窓口における音声翻訳機の活用を推進しました。	支援体制の充実 本市の日本語学習支援団体を周知するほか、多言語対応可能な環境づくりのため、市役所窓口等におけるやさしい日本語の使用や音声翻訳機の活用を推進します。
10	多文化共生に向けた環境づくりの推進	多文化共生に係る意識の醸成	さまざまな違いを認め、誰もが地域社会の一員として安心して生活することができるよう、啓発等により多文化共生の地域づくりに係る意識の醸成に努めます。	国際交流活動の推進 本市の国際交流協会及び近隣大学等と連携し、国際交流活動の推進を図り、同活動を通じて多文化共生に係る意識の醸成を図ります。	市民協働課	市国際交流協会や愛知文教大学と連携し、外国に関する講座や留学生との交流の機会を設け、多文化共生や異文化理解に関する意識の醸成を図りました。	国際交流活動の推進 本市の国際交流協会及び近隣大学等と連携し、国際交流活動の推進を図り、同活動を通じて多文化共生に係る意識の醸成を図ります。
11		多文化共生の場づくりの充実	多文化共生への理解が深まるよう、関係機関の支援や連携を通じて、異文化を学ぶ機会やさまざまな交流等の充実を図ります。	国際交流活動の充実 本市の国際交流協会及び近隣大学等と連携し、国際交流活動の推進を図り、異文化理解の機会の充実を支援します。	市民協働課	市国際交流協会や愛知文教大学と連携し、外国に関する講座や留学生との交流の機会を設け、異文化理解の機会の充実を支援しました。	国際交流活動の充実 本市の国際交流協会及び近隣大学等と連携し、国際交流活動の推進を図り、異文化理解の機会の充実を支援します。

～感染症患者に関する人権、インターネットによる人権侵害～							
No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和6年度取り組み概要(予定)	関係課	令和6年度取り組み実績	令和7年度取り組み概要(予定)
1	感染症に関する正しい知識の普及や理解の促進	感染症に関する啓発の推進	感染症患者等に対する偏見や差別をなくすため、感染症に関する正しい認識や理解を深める啓発を推進します。	感染症に関する正しい理解の促進 市ホームページ等を活用し、感染症に関する正しい認識や理解を深める啓発を行います。	子育て・健幸課	感染症に関する情報を市ホームページに掲載し、感染症の理解を深める啓発を実施しました。	感染症に関する正しい理解の促進 市ホームページ等を活用し、感染症に関する正しい認識や理解を深める啓発を行います。
2		感染症に関する教育の推進	学校教育等を通じて、感染症に関する正しい知識を普及し、感染症に関連した人権に対する意識の醸成を図ります。	感染症に対する偏見や差別、いじめの防止 社会科や保健体育の授業、保健指導等を通して、感染症について正しく理解し、偏見や差別、いじめにつながる言動が生じないよう発達段階に応じた指導に努めます。	学校教育課	保健指導を通して感染症に対する正しい知識や理解を広め、偏見や差別等についても発達段階に応じて適切に指導を実施しました。	感染症に対する偏見や差別、いじめの防止 人権教育や保健指導等を通して、感染症について正しく理解し、偏見や差別、いじめにつながる言動が生じないよう発達段階に応じた指導に努めます。
3	感染症患者等の安心を守る相談体制の整備	感染症に関する相談体制等の充実	感染症に関する不安や悩みに対応する相談機関の周知や支援体制の情報提供等を通じて、必要な相談・支援につなげます。	相談機関・支援体制の情報提供 市ホームページ等を活用し、感染症に関する不安や悩みに対応する相談機関の周知や支援体制の情報を提供し、必要な相談・支援につなげます。	子育て・健幸課	感染症に関する不安や悩みに対応する相談機関の情報を市ホームページに掲載し情報提供を実施しました。	相談機関・支援体制の情報提供 市ホームページ等を活用し、感染症に関する不安や悩みに対応する相談機関の周知や支援体制の情報を提供し、必要な相談・支援につなげます。
4	感染症予防等の推進	早期発見・早期治療の推進	早期発見・早期治療に関する情報提供等について、関係機関と連携・協力した取り組みを推進します。	早期発見・早期治療に関する情報提供等 市ホームページ等で、早期発見・早期治療に関する情報提供を行い、関係機関と連携・協力した取り組みを推進します。	子育て・健幸課	早期発見・早期治療に関する情報提供等について、関係機関と連携・協力した取り組みを推進します。	早期発見・早期治療に関する情報提供等 市ホームページ等で、早期発見・早期治療に関する情報提供を行い、関係機関と連携・協力した取り組みを推進します。
5	インターネットによる人権侵害防止に係る教育・啓発の推進	市民への啓発の推進	個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識・理解を深め、インターネット利用における人権意識を高める啓発を推進します。	青少年の非行・被害防止全国協調月間における啓発 青少年の非行・被害防止全国協調月間に合わせて、ホームページ等により、インターネット利用に係る犯罪被害の防止等の啓発を行います。	生涯学習課	青少年の非行・被害防止全国協調月間に合わせて、ホームページや広報はしま、広告表示モニターなどを利用して周知を行い、インターネット利用に係る犯罪被害の防止等の啓発を行いました。	青少年の非行・被害防止全国協調月間における啓発 青少年の非行・被害防止全国協調月間に合わせて、ホームページ等により、インターネット利用に係る犯罪被害の防止等の啓発を行います。
6		家庭への啓発の推進	保護者に対して、SNS等の利用上のリスクやインターネット利用上のトラブルの現状等について周知し、情報モラルに対する意識向上を図ります。	保護者への情報モラルの啓発 インターネットの危険性に注目することに加え、デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力の育成を図るデジタルシティズンシップ教育を推進します。	教育支援センター	学校、PTA、関係団体のニーズに応じて、ネットトラブル等の最新情報や情報モラルに関する講話を実施しました。 保護者に対しネットトラブルの事例を紹介するとともに、家庭での見届けを依頼しました。	保護者への情報モラルの啓発 インターネットの危険性に注目することに加え、デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力の育成を図るデジタルシティズンシップ教育を推進します。
7				インターネット安全利用の啓発 インターネット安全利用に係る啓発チラシを児童に配布し啓発します。	生涯学習課	スマホ利用がより多くなる小学6年生及び市内中学校に、インターネット安全利用にかかるチラシを配布し、児童や保護者にネットトラブルへの注意や保護者によるサポートの必要性を啓発しました。	インターネット安全利用の啓発 インターネット安全利用に係る啓発チラシを児童に配布し啓発します。
8		情報教育の推進	子どもが自律して主体的にインターネットを利用することができるよう、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成（デジタル・シティズンシップ教育）に努めます。	ICTを活用した授業を核とした情報教育の推進 教職員に向けた研修の内容を精査し、教職員や児童生徒の活用状況に応じた研修を実施し、授業で質の高い活用を目指していきます。 児童生徒のICTの活用については、学校内だけでなく保護者や地域と関わりながら、活用による効果を味わせるよう努めます。	教育支援センター	教職員対象にICT活用研修や情報モラルに関する研修を行ったり、児童生徒対象に情報モラル講座に開催したりし、家庭においても学習のために正しく活用できる指導を行いました。 全学校において、1人1台タブレットを活用した授業を実施し、技能を高めました。	ICTを活用した授業を核とした情報教育の推進 教職員に向けた研修の内容を精査し、教職員や児童生徒の活用状況に応じた研修を実施し、授業で質の高い活用を目指していきます。 児童生徒のICTの活用については、学校内だけでなく保護者や地域と関わりながら、活用による効果を味わせるよう努めます。
9	必要な相談・支援につなげる体制の整備	相談機関の周知等の充実	インターネットによる人権侵害を受けた場合の相談機関やインターネット上の問題に係る相談機関の周知、情報提供等を通じて、必要な相談・支援につなげます。	相談窓口に関する情報の提供 人権侵害事案に対する、市相談窓口及び関係機関窓口の情報を提供します。	市民総合相談室	人権侵害事案に対する、市相談窓口及び関係機関窓口の情報を提供しました。	相談窓口に関する情報の提供 人権侵害事案に対する、市相談窓口及び関係機関窓口の情報を提供します。
10	安心・安全なインターネット利用の促進	ペアレンタルコントロールの推進	家庭における適切な生活習慣の定着やインターネットの利用に関する親子のルールづくりなど、家庭における取り組みを推進します。	保護者への情報モラルの啓発 インターネットの危険性に注目することに加え、デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力の育成を図るデジタルシティズンシップ教育を推進します。	教育支援センター	学校、PTA、関係団体のニーズに応じて、ネットトラブル等の最新情報や情報モラルに関する講話を実施しました。 保護者に対しネットトラブルの事例を紹介するとともに、家庭での見届けを依頼しました。	保護者への情報モラルの啓発 インターネットの危険性に注目することに加え、デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力の育成を図るデジタルシティズンシップ教育を推進します。
11		フィルタリングの利用促進	関係機関と連携して、インターネット上の違法・有害情報から子どもを守るために有効なフィルタリングの利用促進を図ります。	アプリを活用したフィルタリング 引き続き、アプリを活用したフィルタリングを行っています。家庭においても、アプリのフィルタリング機能を活用するとともに、有害サイトへのアクセスの危険性を啓発していきます。	教育支援センター	学校内で使用する場面では、フィルタリングサーバとアプリによるフィルタリングをしたり、使用するアプリを精査したりして、有害サイトへアクセスできないようにし、危険性等を啓発しました。	アプリを活用したフィルタリング 引き続き、アプリを活用したフィルタリングを行っています。家庭においても、アプリのフィルタリング機能を活用するとともに、有害サイトへのアクセスの危険性を啓発していきます。
12		デジタルデバйд解消の推進	情報通信機器の利用状況に世代間格差が見られることを踏まえ、関係機関と連携して、主に高齢者を対象としたデジタルデバйд解消に向けた取り組みを推進します。	スマホ教室等の開催 デジタル端末に不慣れな方や今後スマートフォンを活用したい方を対象にスマートフォンの基本的な操作等を学ぶ講座を開催します。	生涯学習課	中央公民館講座としてスマホ教室を3日間で9講座開催し、延べ99名に受講いただきました。昨年度より多くの種類の講座を設けたことで、受講者の希望に合わせて講座を選択でき、個々に合わせたデジタル格差の解消に努めました。	スマホ教室等の開催 デジタル端末に不慣れな方や今後スマートフォンを活用したい方を対象にスマートフォンの基本的な操作等を学ぶ講座を開催します。

～多様な性に関する人権、働く人の人権～							
No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和6年度取り組み概要(予定)	関係課	令和6年度取り組み実績	令和7年度取り組み概要(予定)
1	多様な性に関する理解を深める教育・啓発の推進	多様な性に関する啓発の推進	多様な性に関する正しい知識の普及と理解を深めるための啓発を推進します。	多様な性に関する啓発の推進 男女共同参画啓発リーフレットを中学校へ配布するとともに、男女共同参画に関する出前講座を実施し、多様な性に関する理解促進のための啓発を推進します。	市民協働課	男女共同参画啓発リーフレットを中学校へ配布し授業での活用を促したほか、ホームページへの掲載、市民団体への出前講座を実施し、多様な性に関する理解促進に努めました。	多様な性に関する啓発の推進 男女共同参画啓発リーフレットの中学校への配布やホームページへの掲載等を通じて、多様な性に関する理解促進のための啓発を推進します。
2				「多様な性にYESの日」における啓発 「多様な性にYESの日」(5/17)に合わせて、庁内広告表示モニター及びデジタルサイネージを活用し啓発を行います。	市民総合相談室	「多様な性にYESの日」(5/17)に合わせて、庁内広告表示モニター及びデジタルサイネージを活用し啓発を行いました。	「多様な性にYESの日」における啓発 「多様な性にYESの日」(5/17)に合わせて、庁内広告表示モニター及びデジタルサイネージを活用し啓発を行います。
3		多様性を尊重する教育の推進	学校教育や家庭教育において、一人ひとりの違いを認め、自他を尊重する態度の育成に努めます。	性の多様性を尊重する教育の推進 研修や授業を通して、多様な性の在り方を知り、性差別を解消するための取組に努めます。	学校教育課	様々な教科、特別活動で多様な性の在り方について触れ、理解を深めるよう努めました。中学校並びに義務教育学校後期課程におけるブレザータイプの制服を導入し、選択の自由化が進められました。	性の多様性を尊重する教育の推進 教職員の研修や授業を通して、多様な性の在り方について理解を深め、性差別を解消するための取組に努めます。
4	安心して相談できる体制の整備	多様な性に対する相談体制の整備	正しい認識のもとに、性的指向や性自認等に関する相談に対応するとともに、相談機関の周知等に努めます。	相談窓口に関する情報の提供 市相談窓口及び関係機関窓口の情報を提供します。	市民総合相談室	市相談窓口及び関係機関窓口の情報を提供しました。	相談窓口に関する情報の提供 市相談窓口及び関係機関窓口の情報を提供します。
5	多様な性を踏まえた適切な対応の推進	多様な性に関連する情報の提供	多様な性に関する理解促進と適切な対応が図られるよう、事業所や学校等への各種情報の提供に努めます。	多様な性に関する情報の提供 男女共同参画啓発リーフレットを中学校に配布するとともに、同リーフレットや多様な性に関する情報をホームページに掲載し、各種情報を提供します。	市民協働課	男女共同参画啓発リーフレットを中学校へ配布し授業での活用を促したほか、ホームページへ多様な性に関する各種情報を掲載し、意識啓発を図りました。	多様な性に関する情報の提供 男女共同参画啓発リーフレットを中学校に配布するとともに、同リーフレットや多様な性に関する情報をホームページに掲載し、各種情報を提供します。
6				多様な性に関する理解を深める啓発 多様な性に関する情報を市ホームページで発信します。	商工観光課	多様な性に関する情報を市ホームページで発信しました。	多様な性に関する理解を深める啓発 多様な性に関する情報を市ホームページで発信します。
7				多様な性に関する理解を深める啓発 多様な性に関するポスターの掲示やリーフレットの配布を行います。	市民総合相談室	多様な性に関するポスターの掲示やリーフレットの配布を行いました。	多様な性に関する理解を深める啓発 多様な性に関するポスターの掲示やリーフレットの配布を行います。
8	働く人の人権を尊重する教育・啓発の推進	働く人の人権に関する啓発の推進	各種ハラスメントの防止など、働く人の人権が尊重され、ディーセント・ワークが促進されるよう啓発を推進します。	職場におけるハラスメント防止の啓発 職場のハラスメント防止に関する情報を市ホームページで発信します。	商工観光課	職場のハラスメント防止に関する情報を市ホームページで発信しました。	職場におけるハラスメント防止の啓発 職場のハラスメント防止に関する情報を市ホームページで発信します。
9	必要な相談支援につなげる体制の整備	相談機関の周知等の充実	働く人の人権に関わる相談機関の周知や情報提供等を通じて、必要な相談・支援につなげます。	職場におけるハラスメントについての相談や支援に関する啓発 職場におけるハラスメントについての相談や支援に関する情報を市ホームページで発信します。	商工観光課	職場におけるハラスメントについての相談や支援に関する情報を市ホームページで発信しました。	職場におけるハラスメントについての相談や支援に関する啓発 職場におけるハラスメントについての相談や支援に関する情報を市ホームページで発信します。
10				相談機関・支援体制の情報提供 市ホームページ、チラシ等により相談機関の周知や支援体制の情報を提供し、必要な相談・支援につなげます。	子育て・健幸課	こころの相談や健康相談などの相談に関する情報を市ホームページ・広報紙で発信しました。	相談機関・支援体制の情報提供 市ホームページ、チラシ等により相談機関の周知や支援体制の情報を提供し、必要な相談・支援につなげます。
11	安心して働くことのできる職場環境づくりの推進	労働施策に関連する情報の提供	関係機関と連携して、働く人の基本的な権利や義務、各種制度等の理解促進に努め、適切な職場環境づくりの促進を図ります。	労働施策に関連する情報の提供 羽島商工会議所と連携し、労働施策に関連する情報の提供を行います。	商工観光課	羽島商工会議所と連携し、労働施策に関連する情報の提供を行いました。	労働施策に関連する情報の提供 羽島商工会議所と連携し、労働施策に関連する情報の提供を行います。
12		ワーク・ライフ・バランスの推進	育児と仕事の両立等の取り組みなどに関する周知を通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた機運の醸成を図ります。	ワーク・ライフ・バランスの推進 子育てハンドブックの配布や、子育て支援企業認証・表彰制度の周知等とおして、ワークライフバランスの推進に努めます。	子育て・健幸課	子育てハンドブックの配布やホームページを活用し、子育てに関する情報の提供を行うことや、子育て支援企業を認証し表彰すること等を通して、子育て環境の充実に努めました。	ワーク・ライフ・バランスの推進 子育てハンドブックの配布や、子育て支援企業認証・表彰制度の周知等とおして、ワークライフバランスの推進に努めます。
13				育児と仕事の両立に向けた取り組みの推進 男女共同参画啓発リーフレットのホームページへの掲載や、男女共同参画に関する出前講座を通じて、育児と仕事の両立に向けた取り組みを推進します。	市民協働課	男女共同参画啓発リーフレットを中学校へ配布し授業での活用を促したほか、ホームページへの掲載、市民団体への出前講座を実施し、育児と仕事の両立に向けた取り組みを推進しました。	育児と仕事の両立に向けた取り組みの推進 男女共同参画啓発リーフレットの中学校への配布やホームページへの掲載等を通じて、育児と仕事の両立に向けた取り組みを推進します。

～災害に起因する人権、犯罪被害者とその家族の人権、刑を終えて出所した人の人権、人身取引、北朝鮮当局による拉致問題、アイヌの人々の人権、ホームレスの人権～							
No.	施策(3つの柱)	施策の方向性	施策の方向性(取り組み概要)	令和6年度取り組み概要(予定)	関係課	令和6年度取り組み実績	令和7年度取り組み概要(予定)
1	災害に起因する人権が大切にされる教育・啓発の推進	災害に起因する人権に対する理解を深める啓発の推進	災害時におけるさまざまな人権侵害の発生防止や、災害避難時における配慮を要する人の人権が守られるよう、災害に起因する人権への理解を深める啓発を推進します。	防災訓練等での啓発 自主防災組織の会長や住民に対し、避難所開設マニュアルに準じて、避難所開設訓練を実施。パーティションを用いた生活スペースの確保や、要配慮者のスペースの確保を行い、避難生活を安全に送れるよう啓発を行う。	危機管理課	自主防災組織の会長や住民に対し、備蓄物資の保管場所や備蓄内容の周知と、避難所開設マニュアルに準じた避難所開設訓練を実施しました。生活スペースを確保するパーティション等の場所の把握や、資機材を利用して安全な避難生活を送れるよう啓発を行いました。	防災訓練等での啓発 自主防災組織の会長や住民に対し、備蓄物資の保管場所や備蓄内容の周知と、避難所開設マニュアルに準じた避難所開設訓練を実施します。生活スペースを確保するパーティション等の場所の把握や、資機材を利用して安全な避難生活を送れるよう啓発を行います。
2	安心・安全な避難所環境に向けた取り組みの推進	人権に配慮した避難所運営の推進	高齢者、障がい者、子ども、妊産婦、外国人等の要配慮者や女性等に配慮した避難所運営に努めます。	防災訓練等での啓発 自主防災組織の会長や住民に対し、避難所開設訓練を実施する際、要配慮者のスペース確保や、受付時の掲示物に外国語を併記するなど、外国人にも配慮した避難所運営訓練を実施し、要配慮者等へ配慮した避難所運営が行えるよう啓発を行う。	危機管理課	自主防災組織の会長や住民に対し、備蓄物資の保管場所や備蓄内容を周知しました。また、避難所開設訓練を実施する際、要配慮者のスペース確保や、受付時の掲示物に外国語を併記するなど、要配慮者等へ配慮した避難所運営が行えるよう啓発を行いました。また、コミュニケーション支援ボードを各備蓄倉庫に配備しました。	防災訓練等での啓発 自主防災組織の会長や住民に対し、備蓄物資の保管場所や備蓄内容を周知します。また、避難所開設訓練を実施する際、要配慮者のスペース確保や、受付時の掲示物に外国語を併記するなど、外国人にも配慮した避難所運営訓練を実施し、要配慮者等へ配慮した避難所運営が行えるよう啓発を行います。
3	犯罪被害者等への配慮や人権を尊重する教育・啓発の推進	犯罪被害者等への理解を深める啓発の推進	犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等に関する理解や共感を深める啓発を推進します。	ぎふ犯罪被害者支援センターと連携 ぎふ犯罪被害者支援センターと連携して情報を収集し被害者等が置かれている状況等の理解を深める啓発を行う。	生活安全課	ぎふ犯罪被害者支援センターと連携し、啓発活動の一環として犯罪被害者等に見舞金を交付する内容をホームページや広報はしまを活用して周知しました。	ぎふ犯罪被害者支援センターと連携 ぎふ犯罪被害者支援センターと連携して情報を収集し、被害者等が置かれている状況等の理解を深める啓発を行います。
4	犯罪被害者等に寄り添う相談・支援の充実	相談体制等の整備	犯罪被害者等に対する相談窓口を整備するほか、その他相談機関の周知や情報提供等を通じて、必要な相談・支援につなげます。	犯罪被害者等支援調整会議と連携 犯罪被害者等に対する相談窓口として、岐阜県が設置する犯罪被害者等支援調整会議と連携し、相談機関の周知や情報提供等を通じて情報を収集し、必要な相談・支援する。	生活安全課	犯罪被害者等に対する相談窓口をホームページを活用して関係機関窓口の情報を周知しました。	犯罪被害者等支援調整会議と連携 犯罪被害者等に対する相談窓口として、岐阜県が設置する犯罪被害者等支援調整会議と連携し、相談機関の周知や情報提供等を通じて情報を収集し、必要な相談・支援を行います。
5		個々の事情に応じた適切な支援	犯罪被害者等が置かれている状況や事情を踏まえ、関係機関との役割分担や連携により、適切な支援に努めます。	関係機関との役割分担や連携 犯罪被害者等が置かれている状況や事情を踏まえ、関係機関との役割分担や連携により情報を収集し適切な支援する。	生活安全課	犯罪被害者等が置かれている状況や事情を踏まえ、関係機関との役割分担や連携により、適切な支援に努めました。	関係機関との役割分担や連携 犯罪被害者等が置かれている状況や事情を踏まえ、関係機関との役割分担や連携により情報を収集し適切な支援を行います。
6	刑を終えて出所した人の人権を尊重する教育・啓発の推進	刑を終えて出所した人への理解を深める啓発の推進	刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の解消を目指し、関係機関と連携して啓発の推進に努めます。	再犯防止推進計画の推進 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の解消に向け、保護司会をはじめとする関係機関と連携し啓発に努めるとともに、就職や住居確保等が困難な人に対し、自立に向けた支援を行います。	福祉課	保護司会と連携し、小中学生を対象に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことなどを題材とした「社会を明るくする運動作文コンテスト」を実施し、計109点の応募がありました。	再犯防止推進計画の推進 保護司会と連携し、小中学生を対象に「社会を明るくする運動作文コンテスト」を実施し、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考える気運の高揚を図ります。
7	人身取引をなくすための教育・啓発の推進	人身取引に関する理解を深める啓発の推進	人身取引をなくすため、市民の関心と理解を深めていくための啓発を推進します。	人身取引を含めた女性の人権を侵害する問題の啓発 人身取引も含め、性犯罪や売買春など、女性の人権を侵害する暴力に関する問題について啓発を行います。	子ども家庭センター	本庁舎1階の電光掲示板を活用し、性犯罪など女性の人権侵害に関する相談窓口の周知を図りました。	人身取引を含めた女性の人権を侵害する問題の啓発 人身取引も含め、性犯罪や売買春など、女性の人権を侵害する暴力に関する問題について啓発を行います。
8	北朝鮮当局による拉致問題を風化させない教育・啓発の推進	北朝鮮当局による拉致問題の関心を高める啓発の推進	北朝鮮当局による拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心と理解を深める啓発を推進します。	北朝鮮人権侵害問題啓発週間における啓発 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12/10～16)に合わせて、庁内広告表示モニター及びデジタルサイネージを活用し啓発を行います。	市民総合相談室	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12/10～16)に合わせて、庁内広告表示モニター及びデジタルサイネージを活用し啓発を行いました。	北朝鮮人権侵害問題啓発週間における啓発 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12/10～16)に合わせて、庁内広告表示モニター及びデジタルサイネージを活用し啓発を行います。
9	アイヌの人々に対する理解を深める教育・啓発の推進	アイヌ文化等への理解促進	アイヌの人々の歴史や文化等に対する理解や関心を深め、偏見や差別を解消するための啓発を推進します。	世界の先住民の国際デーにおける啓発 「世界の先住民の国際デー」(8/9)に合わせて、庁内広告表示モニター及びデジタルサイネージを活用し、アイヌ施策推進法により先住民族と明記されたアイヌの人々への理解を深める啓発を行います。	市民総合相談室	「世界の先住民の国際デー」(8/9)に合わせて、庁内広告表示モニター及びデジタルサイネージを活用し、アイヌ施策推進法により先住民族と明記されたアイヌの人々への理解を深める啓発を行いました。	世界の先住民の国際デーにおける啓発 「世界の先住民の国際デー」(8/9)に合わせて、庁内広告表示モニター及びデジタルサイネージを活用し、アイヌ施策推進法により先住民族と明記されたアイヌの人々への理解を深める啓発を行います。
10		アイヌに関する学習の推進	学校教育における歴史学習等を通じて、アイヌの歴史や文化等について触れていきます。	アイヌに関する教育の充実 社会科などの学習を通して、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすように努めます。	学校教育課	社会科など授業を中心に、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすように努めました。	アイヌに関する教育の充実 社会科などの学習を通して、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすように努めます。
11	ホームレスの人権を尊重する教育・啓発の推進	ホームレスへの理解を深める啓発の推進	ホームレスへの偏見や差別の解消に向けて、ホームレスへの理解を深める啓発を推進します。	住宅セーフティネット制度 住宅セーフティネット制度の推進を行い、住居の確保に配慮が必要な方に対する支援措置の啓発や利用の案内などを促進していきます。	福祉課	岐阜県居住支援協議会に参加し、住宅セーフティネットにかかる制度の推進に努めるとともに、県内住宅支援法人との連携による住居確保の支援を行いました。	住宅セーフティネット制度 岐阜県居住支援協議会での住宅セーフティネット制度の推進・周知に努めるとともに、各居住支援法人などとさらなる連携を進めてまいります。
12	ホームレスの自立を支える相談・支援	的確な相談・支援の実施	相談者の状況を踏まえ、生活相談や指導等の必要な支援に努めます。	住宅確保用配慮者支援の推進 生活保護、住居確保給付金、住宅セーフティネット制度の適切な運用・支援を通じ、住宅の確保に配慮が必要な方に対し、支援と情報提供を行っていきます。	福祉課	生活保護や住居確保給付金の支給を通じて、家を失った方、失う恐れのある方に対する金銭的支援と情報提供等の支援を行いました。	住宅確保用配慮者支援の推進 ホームレスの方に対する適切な生活保護や住居確保給付金を通じた、相談支援、自立支援などを積極的に進めてまいります。